

基準資産額チェックシート

① 基準資産額の算定方法

$$\text{基準資産額} = \{(\text{資産の総額}) - (\text{創業費その他の繰延資産}) - (\text{営業権}) - (\text{不良債権})\} \\ - (\text{負債の総額}) - (\text{所要の営業保証金 又は 弁済業務保証金分担金})$$

※ 不良債権とは、1年以上回収されていない貸付金、売掛金、未収金等の回収不能債権のことをいいます。

② 基準資産額算定の際に使用する数値

申請前直近の事業年度における法人税確定決算書の数値を用いて算定しますので、決算書をお手元にご準備ください。

③ 基準資産額と最低営業保証金・最低弁済業務保証金分担金

第3種旅行業の基準資産額は、300万円以上です。

初年度の旅行者との取引見込額が2億円未満の場合は、所要営業保証金は300万円、弁済業務保証金分担金は60万円です。

登録種別	基準資産額	旅行業協会非加入	旅行業協会加入
		最低営業保証金	最低弁済業務保証金 分担金
第3種旅行業	300万円以上	300万円	60万円

※旅行業協会へ非加入の場合は営業保証金を、旅行業協会へ加入する場合は、弁済業務保証金を、それぞれ納付することになります。

※初年度の旅行者との取引見込額が2億円以上の場合は、行政書士法人シグマまでお問い合わせください。

④ 基準資産額を算定してみましょう。

次ページに、基準資産額算定シートがございます。直近の決算書の綴じ込まれている『貸借対照表』に記載されているそれぞれの項目の数値を表に記入して頂き、実際に基準資産額の計算をしてみましょう。

A：旅行業協会へ非加入の方はこちらのシートをご使用ください。

項目	申請前直近の事業年度における確定決算書の数値	
資産の総額		円
創業費その他の繰延資産	▲	円
営業権	▲	円
不良債権	▲	円
負債の総額	▲	円
営業保証金	▲	3,000,000 円
基準資産額		円

『貸借対照表』に記載されている「資産の総額」より、▲の欄に記載された金額を引いてください。引き算を行った結果が300万円以上の場合は、第3種旅行業登録のための基準資産額を満たしていることになります。

B：旅行業協会へ加入予定の方はこちらのシートをご使用ください。

項目	申請前直近の事業年度における確定決算書の数値	
資産の総額		円
創業費その他の繰延資産	▲	円
営業権	▲	円
不良債権	▲	円
負債の総額	▲	円
弁済業務保証金分担金	▲	600,000 円
基準資産額		円

『貸借対照表』に記載されている「資産の総額」より、▲の欄に記載された金額を引いてください。引き算を行った結果が300万円以上の場合は、第3種旅行業登録のための基準資産額を満たしていることになります。